

横断歩道・信号機設置等の基準について

横断歩道、信号機の設置等の基準は次のとおり。

「交通規制基準」

(横断歩道)

2 信号機が設置されていない交差点

信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員がおおむね 3.5 メートル以上で、次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとする。

- (1) 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所
- (2) 省略
- (3) 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所

「信号機設置の指針」

4 信号機の設置の条件

信号機を設置する場合は、信号機を設置しようとする場所が、次の(1)のいずれの条件にも該当するとともに、原則として(2)のいずれかの条件に該当すること。

(1) 信号機の設置のための必要条件

ア一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

イ歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。

ウ主道路の自動車等往復交通量が最大となる 1 時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として 300 台以上であること。

エ隣接する信号機との距離が原則として 150 メートル以上離れていること。

オ交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が 信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

(2) 信号機の設置のための択一条件

イ 小中学校（特別支援学校の小中学部を含む。）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。